

北海道子ども施策審議会子ども家庭支援部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子ども施策審議会条例（令和6年北海道条例第2号。（以下「条例」という。））第7条の規定に基づき、北海道における子ども施策（子ども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定する子ども施策をいう。以下同じ。）の推進を図るため、北海道子ども施策審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、調査審議を行うことを目的として、北海道子ども施策審議会子ども家庭支援部会（以下「子ども家庭支援部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども家庭支援部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9号に基づく都道府県計画の策定・推進状況等を調査・審議すること。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく都道府県計画の策定・推進状況等を調査・審議すること。
- (3) その他審議会から付託された事項を調査・審議すること。

(構成等)

第3条 子ども家庭支援部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員（条例第7条第4項に規定する委員及び特別委員）は15名以内とし、子どもの貧困やひとり親施策に係る支援団体の者、児童福祉施設等に関係する団体の役職員、関係行政機関及び学識経験者である委員並びに特別委員のうちから審議会会長が指名する者とする。
- 3 部会委員の任期は2年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する者とする。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める者とする。

(職務)

第4条 部会長は、子ども家庭支援部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども家庭支援部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 子ども家庭支援部会は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、前条の会議に部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども家庭支援部会の庶務は、保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。